

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	2-2
処分の種類	ばい煙発生施設の改善命令又は一時停止命令			
根拠法令条例等・条項	大気汚染防止法第14条第1項			
処分の概要	ばい煙量又はばい煙濃度が、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて施設の構造等の改善又は施設の一時停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 大気汚染防止法第14条第1項 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			